

事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 22 日

各 都道府県難病対策課 御中

厚生労働省健康局難病対策課

特定医療費の対象となる介護保険法に基づくサービスに係る
介護報酬の請求時の取扱いについて

難病対策の推進については、平素から格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、特定医療費の支給認定を受けている者が生活保護開始となった場合には、当該者の申請又は都道府県の職権により変更認定を行い、生活保護開始日以降、「生活保護」として取り扱うこととしております。

その際、公費負担者番号の実施機関番号「501」又は「601」から実施機関番号「602」に変更し、同条第 3 項の規定に基づき医療受給者証を返還することになりますが、国民健康保険団体連合会の審査支払システム上、同一月内に 2 つの公費負担者番号による請求を受け付けられないこととなっています。

このため、指定医療機関（指定居宅サービス事業者等）から、月途中で生活保護の対象となった者について、同一月内に生活保護の開始前及び開始後の介護サービスの介護報酬請求をされた場合等には、当該請求を受け付けることができない状況になります。

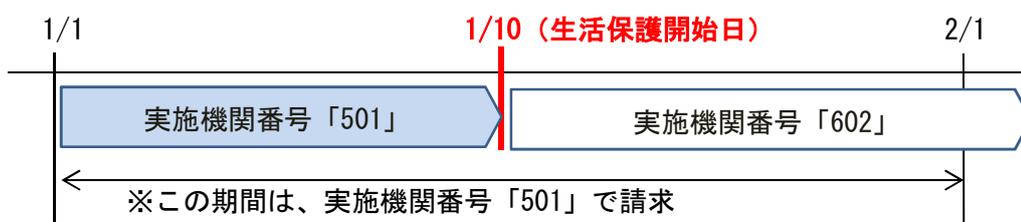
従って、月途中で生活保護に変更した者（実施機関番号「602」）及び生活保護が廃止となった者（実施機関番号「501」又は「601」）の当該月の介護報酬の請求については、実施機関番号「501」又は「601」を用いて請求の手続を行うよう貴管内指定医療機関（指定居宅サービス事業者等）への周知等にご配慮をお願いいたします。

なお、今回の取扱いについては、公益社団法人国民健康保険中央会と協議済であることを申し添えます。

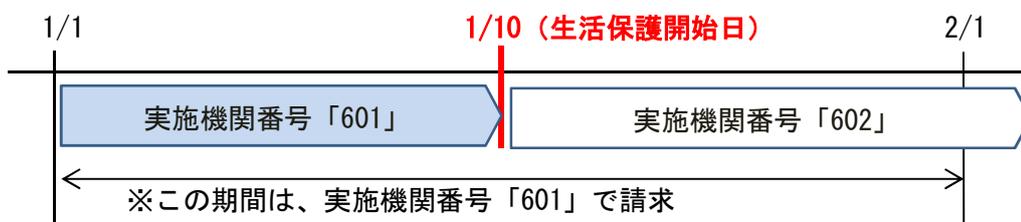
(参考 1) 現に特定医療費の支給認定を受けている者が月途中で生活保護開始となった場合例

生活保護開始（1/10）から所得区分が「生活保護」となるため、公費負担者番号の実施機関番号が「602」に変更となるが、指定医療機関が当該月の介護報酬を請求する際は、公費負担者番号の実施機関番号「501」又は「601」で、請求手続きを行う。

- 実施機関番号「501」から変更となった場合



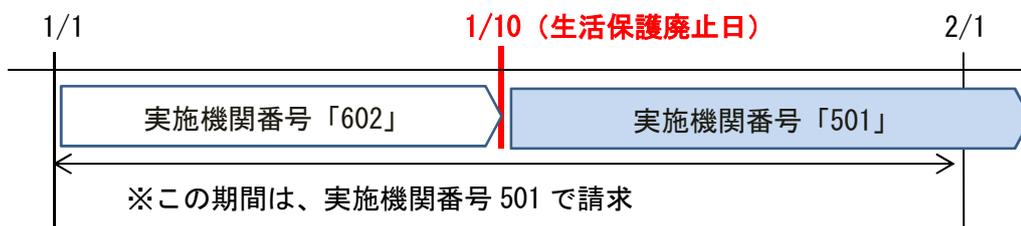
- 実施機関番号「601」から変更となった場合



(参考 2) 現に特定医療費の支給認定を受けている生活保護受給者が月途中で生活保護廃止となった場合例

生活保護廃止日（1/10）から所得区分が「生活保護」以外に変更となるため、公費負担者番号の実施機関番号が「501」又は「601」に変更となるが、指定医療機関が当該月の介護報酬を請求する際は、公費負担者番号の実施機関番号「501」又は「601」で、請求手続きを行う。

- 実施機関番号「501」に変更となった場合



- 実施機関番号「601」に変更となった場合

